

|   |               |         |
|---|---------------|---------|
| 章   | 1 道路交通の安全     | 大阪府警察本部 |
| 節   | 2 安全運転の確保     |         |
| 項目  | (2) 運転免許制度の改善 |         |
| <p>[方針・重点等]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成29年3月12日に施行された改正道路交通法について、引き続き諸制度の円滑な運用を図る。特に、高齢者講習については、予約システムの活用や公安委員会による直接実施の拡充により受講待ち期間の短縮を図るなど高齢者の負担軽減に努める。</li> <li>2 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている者や運転に不安を感じる高齢者等に適切に対応するため、運転適性相談窓口には医療系職員を配置するなど運転適性相談の充実・強化を図る。</li> <li>3 聴覚障がい者が円滑に各種手続きや講習等を受けられるよう、受け入れ体制の整備に努める。</li> <li>4 コース開放による運転免許取得希望者及び運転免許保有者で運転練習をしようとする者の便宜を図るため、運転練習の場を提供する。</li> <li>5 運転免許の自主返納について、代理人による申請受理や日曜の申請受理を導入する等の運転免許を返納しやすい環境の整備を引き続き推進するとともに、免許を返納後の高齢者が速やかに生活支援を受けられるよう自治体と連携した生活支援を実施する等、運転免許がなくても安心して暮らせる環境の整備を推進する。</li> </ol> |               |         |

|  |               |         |
|--|---------------|---------|
| 章  | 1 道路交通の安全     | 大阪府警察本部 |
| 節  | 2 安全運転の確保     |         |
| 項目   | (3) 安全運転管理の推進 |         |
| <p>〔方針・重点等〕</p> <p>安全運転管理者制度の効果的な運用を図る。</p> <p>〔事業計画の概要〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種の活動を通じ、管理者未選任事業所の発見に努め、事業主に対し安全運転管理者制度の重要性を認識させるとともに、選任を促進する。<br/>また、選任に際しては、管理者としての資質・能力を有した者が選任され、かつ、責任を果たすのに必要な地位及び権限が付与されるよう指導を徹底する。</li> <li>2 交通事故・違反の多発事業所、法定講習欠講事業所等安全管理が適切に行われていないと認められる事業所に対して、所定の改善を図るよう指導を徹底する。</li> <li>3 対象と時宜に適した法定講習を推進するため、講師の選定、講習内容（方法）等の検討を行うとともに、交通情報、関係法令の改正等、常に新鮮かつ有効な情報の積極的な提供を行う。</li> <li>4 安全運転管理者連絡協議会及び同部会の組織強化を図り、安全教育、事故防止活動等地域における自主・積極的な交通安全実践活動を促進するとともに、駐停車、積載など事業活動に伴う自動車の適正使用に努めるよう指導する。</li> </ol> |               |         |

|   |                        |       |
|---|------------------------|-------|
| 章   | 1 道路交通の安全              | 近畿運輸局 |
| 節   | 2 安全運転の確保              |       |
| 項目  | (4) 自動車運送事業者の行う安全対策の充実 |       |
| <p>[方針・重点等]</p> <p>自動車運送事業については、これまで運行管理制度を軸として安全対策を講じてきたが、更なる安全対策の強化として、現行の運行管理制度の徹底、監査の強化、運輸安全マネジメントの導入を三位一体として強力に推進していく。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>効果的かつ重点的な監査を実施するため、運行管理体制、運行管理業務の実施状況、乗務員に対する指導監督の実施状況等、事故防止対策のうえで指導の必要性が認められる運送事業者を重点対象とした監査を行うとともに、運行管理者の指導等に際しても監査結果等を積極的に活用した効果的な指導の強化を図る。</li> <li>トラック事業者については、平成2年12月に貨物自動車運送事業法が施行され、他分野に先駆けた規制緩和を行っており、需給調整規制が撤廃されるとともに、運賃規制も認可制から事前届出制へと緩和された。また、平成15年4月の同法改正により、営業区域制度が撤廃され、運賃制度も事後届出制へとさらに緩和されている。そのため、監査による指導や行政処分の強化などにより事後チェック体制の強化を図るとともに、過労運転、最高速度違反、過積載運行等の輸送の安全確保のための運送事業者及び運行管理者への指導、貨物自動車運送適正化事業実施機関の活動を通じて厳正な指導を図る。</li> <li>平成14年2月に実施されたバス、タクシー事業の規制緩和により、すべての自動車運送事業の需給調整規制が廃止され、経済的規制が緩和された。そのため、事後チェック型行政を推進し、適正な事業運営や運行管理、過労防止、乗務員に対する指導監督などの輸送の安全確保に係る項目について監査を実施し、違反事業者に対しては行政処分内容を公表する等、厳格に対処していくほか、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもと、貸切バスの安全運行に関する遵守事項の強化、徹底を図ると共に、厳格化された基準に従い監査・処分・改善状況の確認を実施。<br/>平成29年8月より一般社団法人近畿貸切バス適正化センターの巡回指導が開始され、すべての貸切バス事業者に対してチェックを実施し、業界全体の安全意識の向上を図る。</li> <li>すべての自動車運送事業者に対して、安全確保の責務を課し、経営トップが全社的な安全性の向上のための取組みを主導して、企業全体に安全意識の浸透を図るとともに、企業全体の安全性の計画的な向上を図るため、現場の声を継続的に反映させる運輸安全マネジメントを実施することで、より一層の輸送の安全性の向上を図る。<br/>大規模な事業者に対し、安全管理規程の作成、安全統括管理者の選任を義務づける。<br/>国からの事故発生状況や処分のほか、事業者からの安全に対する取組み状況等、安全情報を公表する。<br/>このほか、平成23年5月1日施行の自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付けにより、自動車運送事業者における飲酒運転根絶に向けた厳格な点呼の実施を指導する。</li> </ol> |                        |       |

5 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするため、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」の普及に協力すると共に、公益社団法人日本バス協会において、旅行会社や利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択することができるようにするとともに、貸切バス事業者の安全性確保に向けた意識の向上や取組みの促進を図るため、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及に協力する。

|  |                |       |
|--|----------------|-------|
| 章  | 1 道路交通の安全      | 大阪労働局 |
| 節  | 2 安全運転の確保      |       |
| 項目   | (5) 交通労働災害の防止等 |       |
| <p>[方針・重点等]</p> <p>1 自動車を運転する業務を行う全ての業種を対象とした「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止対策の推進を図る。</p> <p>2 自動車運転者の労働時間等労働条件の確保・改善対策の推進を図る。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>1 大阪労働局における労働災害防止のための啓発活動である「リスク“ゼロ”大阪推進運動」において掲げている「安全見える化活動」の具体的な取組である、①交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリハット事例）の収集、②交通KYTの導入、③交通安全情報マップの作成と活用など「交通労働災害防止活動」の「見える化」の普及促進に取り組む。</p> <p>2 自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業場に対して、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知及び遵守の徹底を図る。</p> <p style="padding-left: 2em;">重 点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理体制の確立及び交通労働災害防止に関する安全衛生計画の作成</li> <li>・ 適正な労働時間等の管理及び走行管理</li> <li>・ 教育及び運転者の認定制度等の推進</li> <li>・ 健康診断等健康管理の推進</li> <li>・ 交通労働災害防止に対する意識の高揚等</li> </ul> <p>3 労働基準関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の告示の周知及び履行確保を図る。</p> |                |       |

|    |                   |  |
|----|-------------------|--|
| 章  | 1 道路交通の安全         | 近畿管区警察局<br>大阪管区气象台<br>近畿地方整備局<br>大阪府<br>大阪府警察本部<br>大阪市<br>西日本旅客鉄道(株) |
| 節  | 2 安全運転の確保         |  |
| 項目 | (6) 道路交通に関する情報の充実 |  |
| 細目 | ア 気象情報の充実         |  |

[方針・重点等]

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、大雪、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して、事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報内容の充実と効果的利用を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山の監視・警戒体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

1 気象警報等の情報提供

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報の危険度分布」や積雪・降雪の面的な状況を示す「現在の雪（解析積雪深・解析降雪量）」についても、気象庁ホームページ等を通じて道路利用者に周知する。さらに、大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

2 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等の情報提供

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

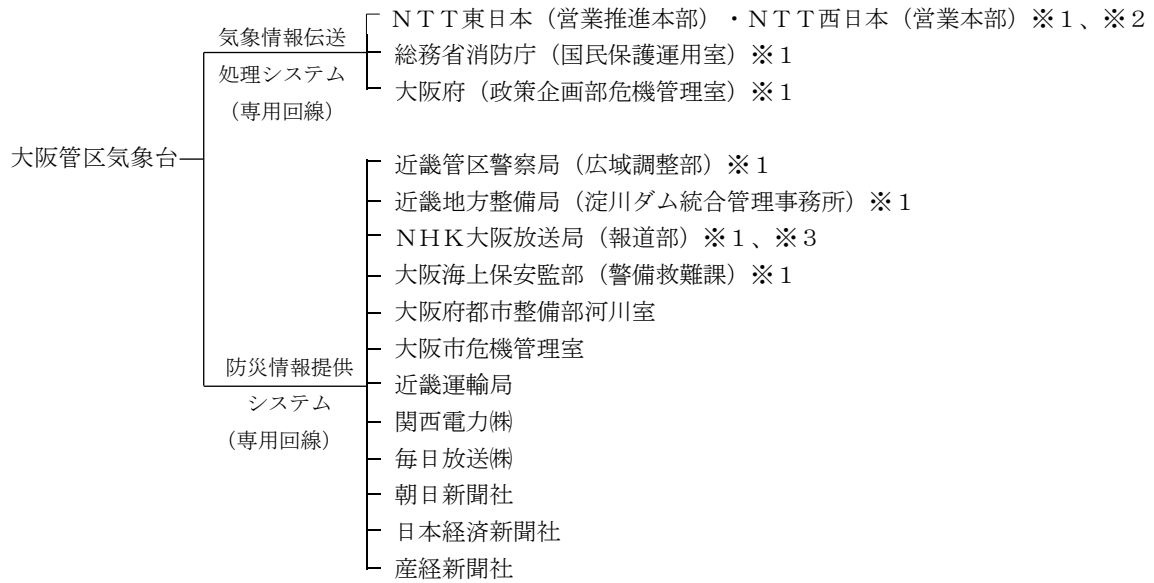
<緊急地震速報の「利用の心得」から、「自動車運転中の対応事例」を抜粋>

- ・ 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。
- ・ ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して左側に停止させる。

3 南海トラフ地震に関連する情報等の提供

南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に通知する。

○ 気象特別警報・警報・注意報等の伝達先・伝達方法

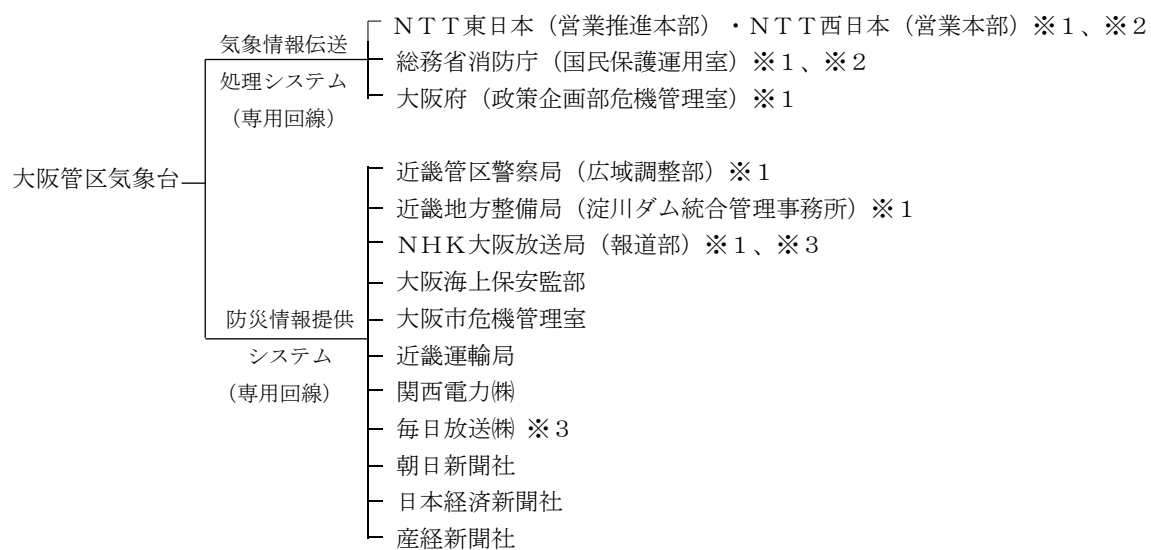


注：※1 気象業務法における法定伝達機関で、（ ）内は、受領責任部課等を示す。

※2 大阪管区气象台から発信する気象特別警報及び気象警報並びにこれらの解除報のみ通知する機関を示す。

※3 大阪管区气象台から気象特別警報、気象警報の通知を受けた場合、ただちにその内容を放送（ラジオ・TV）する機関を示す。

○ 津波警報等の伝達先・伝達方法



注：※1 気象業務法における法定伝達機関で、( )内は、受領責任部課等を示す。

※2 大阪管区気象台から発信する大津波警報(津波特別警報)及び津波警報並びにこれらの解除報のみ通知する機関を示す。

※3 大阪管区気象台から大津波警報(津波特別警報)・津波警報の通知を受けた場合、緊急警報放送システム(EWS)により、緊急警報信号を発信するとともに、その内容を放送(ラジオ・TV)する機関を示す。